

# くらしの安心情報

情報ファイル NO.98

平成 22 年 10 月 13 日

**実家の父が借金をし、返済できなくなりました。  
業者が私のところに取り立てに来たのですが・・・！**

## 相談内容

【相談者 30代 女性】

実家の父は生活に使うため貸金業者から借金をしましたが、返済できなくなりました。先日、突然、嫁ぎ先の私の家に貸金業者の代理人という男が「借金を返せ。連帯保証人になれ。近所の人に話を聞いてもらう。」等と取り立てに来ました。

私が返済しなければなりませんか？

## 対処方法

親の債務の返済責任についての相談です。相談者は父親の金銭消費貸借契約の連帯保証人、保証人になっていませんでした。

- ・ 『保証人』とは、借主(この場合は父)が貸主(この場合は貸金業者)との契約を守らない場合に、借主に代わって責任を負うことを、貸主と約束した人のことです。
- ・ また、『連帯保証人』は、『保証人』よりも重い責任を負うことになり、借主と同等の立場に立たされます。
- ・ 相談者には、連帯保証人、保証人になっていないのであれば、親の借金返済の責任がないこと、執拗な取り立て行為については警察に届け出るよう伝えました。
- ・ 万一、トラブルにあったら、早めに市町村相談窓口、県消費生活センターに相談しましょう。

私が返済するの・・・？



発行：くらしの安心ネットとやま (事務局：富山県消費生活センター)

ご相談は...

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631  
076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)  
高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)  
FAX: 0766 - 25 - 2890